

整理番号		-	-	-	-	-	-	-	-	(号機)
------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---

検査結果表

(第1第1項第5号に規定する昇降機) (エスカレーター)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正 既 存 不 適 格	
1	機械室				
(1)	機械室内の状況				
(2)	開閉器及び遮断器				
(3)	制御器 接触器、 継電器 及び運転 制御用 基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計(該当する・該当しない) 交換基準 イ.製造者が指定する交換基準() ロ.やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日		
		ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計(該当する・該当しない) 交換基準 イ.製造者が指定する交換基準() ロ.やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日		
(4)	ヒューズ	該当する項目を○で囲む。			
(5)	絶縁	電動機の回路(300V以下300V超)	MΩ		
		制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ		
		制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ		
		制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ		
(6)	接地				
(7)	電動機				
(8)	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否		
		パッドの厚さ イ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	右 mm 左 mm		* (ロ)を選択時 前回測定値を記入する場合 前回測定値 右(下) mm 左(上) mm
		プランジャーストローク イ.構造上対象外 ロ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ハ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	mm		* (ハ)を選択時 プランジャーストローク 前回測定値を記入する場合 前回測定値 mm
		非常停止時の階段停止距離測定 ($V^2/9 \leq$ 階段停止距離 ≤ 600 mm)	表1参照 mm		通常、使用されている速度での停止距離を記入する。 (多段速度式の場合、最も速い速度での停止距離を記入する。)
(9)	減速機				

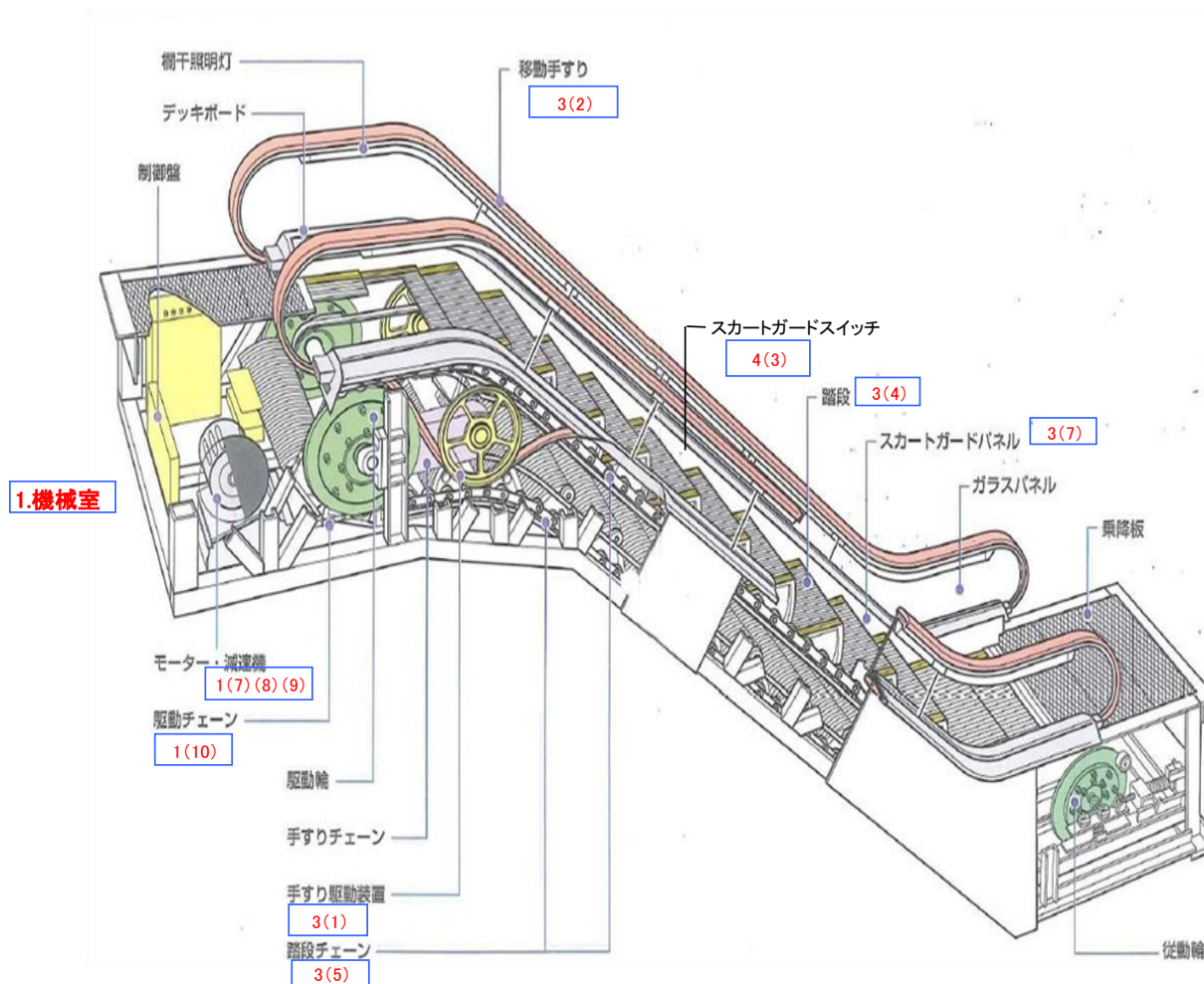
イ、ロのいずれかを選択し、該当するものを○で囲むこと。

V=定格速度

表1参照

数字が入る箇所は規程値内の数字であることを確認すること。
 また、抹消線が入る箇所も記入漏れがないよう注意すること。

エスカレーターの構造



(業務基準書2017年版 P491参照)

1(1) 機械室内の状況の判定基準

①昇降機と関係のない設備等があること又は定期検査若しくは定期点検に支障が生じている場合は要是正となる。

②機器の作動に影響を及ぼすおそれのある汚損がある場合は要是正となる。

表1 1(8)ブレーキ: 非常停止時の階段停止距離測定

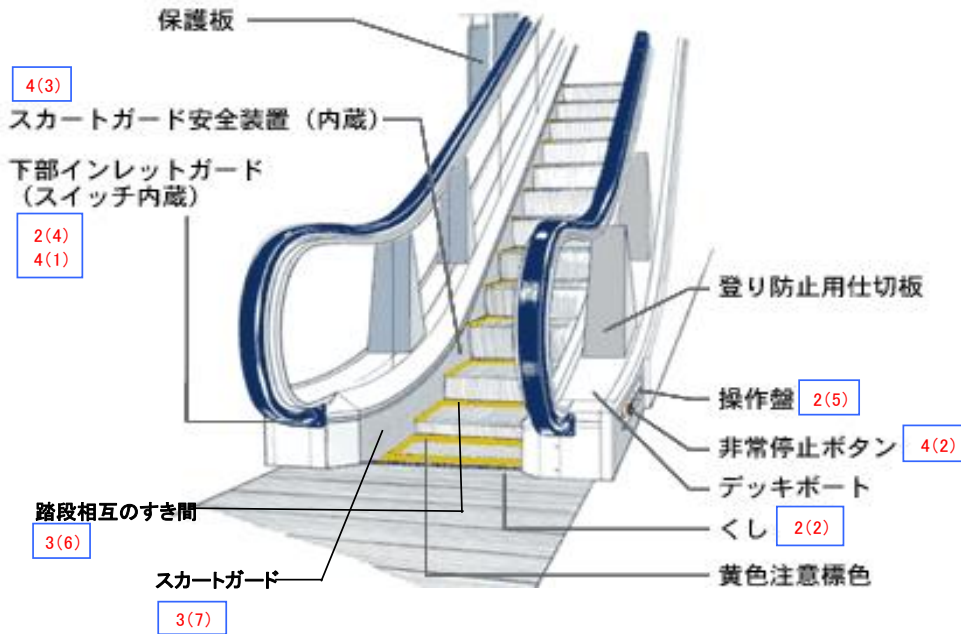
定格速度と停止距離	
定格速度	停止距離の範囲(S)
15 m/min	25 ≤ S ≤ 600
27 m/min	81 ≤ S ≤ 600
30 m/min	100 ≤ S ≤ 600
40 m/min	178 ≤ S ≤ 600
45 m/min	225 ≤ S ≤ 600

番号	検査項目	昇降機番号				担当 検査者 番号
		検査結果				
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適合	
(10)	駆動鎖 駆動鎖の張りの状況 イ.製造者が指定する 要是正となる基準値 (mm・%) mm・% ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要是正となる基準値 (mm・%) スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況 適・否 駆動鎖の伸び イ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%) mm・% ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 要是正となる基準値 駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ イ.構造上対象外 ロ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%) mm・% ハ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%) 二.歯面を目視により確認 給油の状況					
(11)	踏段反転装置					
2	昇降口					
(1)	ランディングプレート					
(2)	くし板					
(3)	くし板及び踏段のかみ合い					
(4)	インレットガード					
(5)	昇降起動スイッチ					
(6)	警報及び運転休止スイッチ					
(7)	速度 (定格速度: m/min)	上昇 m/min				
		下降 m/min				
3	中間部					
(1)	ハンドレール駆動装置					
(2)	ハンドレール					
(3)	内側板					
(4)	踏段					
(5)	踏段レール又はローラー				H12.06.01	
(6)	踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間	踏段鎖の給油の状況				
		ベルトの劣化の状況				
		踏段相互のすき間				
(7)	スカートガード 5mm以下				H12.06.01	
4	安全装置				S56.06.01	
(1)	インレットスイッチ					
(2)	非常停止ボタン				S56.06.01	
(3)	スカートガードスイッチ					
(4)	踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ					
(5)	踏段浮上り検出装置					
(6)	駆動鎖切断時停止装置	作動の状況				
		可動部の状況				
		設定の状況				
(7)	ハンドレール停止検出装置					

1(10)駆動鎖の判定基準

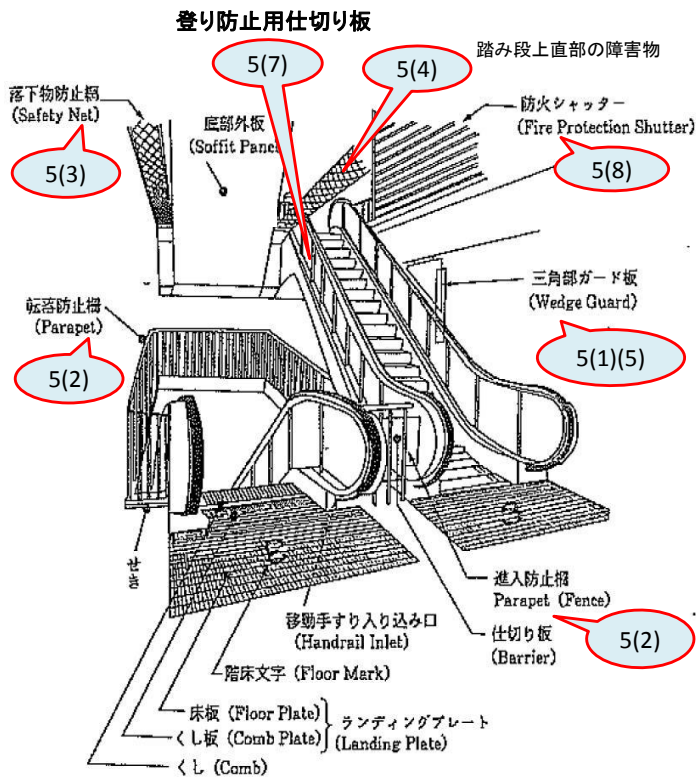
(業務基準書2017年版 P498～500参照)

	検査方法	判定基準	
		要是正	要重点点検
駆動鎖の張りの状況	鎖を揺らし、その振幅を測定する。	振幅が基準値から外れていること	—
スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況	目視及び聴診により確認する。	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いに異常があること。	—
駆動鎖の伸び	駆動鎖の伸びのを測定する。	駆動鎖の伸びが要是正となる基準値を超えていること。	駆動鎖の伸びが要重点点検となる基準値を超えていること。
駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれを測定し、又はスプロケットの歯面を目視により確認する。 [構造上対象外]とは 駆動スプロケットと従動スプロケットの芯が常に一定となる案内構造等により、駆動鎖の交換時又は張力調整時に芯ずれが生じないことから、芯ずれの調整が不要なもの (業務基準書2017年版 P661～662 国住指第2606号 参照)	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれが要是正となる基準値を超えていること又はスプロケットの歯面に傷若しくは欠損があること。	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれが要重点点検となる基準値を超えていること。
給油の状況	目視により確認する。	給油が適切でないこと。	—



4(2) 非常停止ボタン	必須
4(4) 踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ	
4(6) 駆動鎖切断時停止装置	

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正		
				既 存	不 適格	
5	安全対策 (平成24年版基準書P345～参照)					H12.06.01
(1)	交差部固定保護板		—			
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵		—			
(3)	落下物防止網		—			
(4)	階段上直部の障害物		—			
(5)	交差部可動警告板	5(1)固定保護板が設置されている場合の検査項目				
(6)	階段面注意標識		—		—	
(7)	登り防止用仕切板		—			
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置		—		—	
6	その他					
(1)	車いす搬送用階段		—		—	
7	上記以外の検査項目					
特記事項						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月	
5(1)	交差部固定保護板	設置構造上不要	安全対策が不要な場合の記入例			
5(3)	落下防止網	設置構造上不要				
5(7)	登り防止用仕切板	設置構造上不要				
	進入防止柵等の設置が必要であるが、当初から設置されていない場合の記入例					
5(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	エスカレーターとエスカレーターとの間が200mm以上あるが進入防止柵等が設置されていないため子供の進入の恐れがある。		不適合ではないが安全性を向上させるために、進入防止(板)柵の設置の検討		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>検査項目の判定結果で要是正・要重点点検は必ず記入する。また既存不適格も記入する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>改善策の内容を具体的に記入する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>要是正で改善予定がない場合は、なぜ予定がないのか理由を簡潔に記入することが望ましい。</p> </div> </div>						



設置されているものに対する検査項目

5.安全対策(設置事例)	
(1)	交差部固定保護板
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切り板及び誘導柵
(3)	落下防止網
(4)	踏段上直部の障害物
(5)	交差部稼動警告板
(6)	踏段面注意標識
(7)	登り防止用仕切り板
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置

【注意】: 上記安全対策項目中(2)(3)(4)(5)(7)で、破損等何らかの不備がある場合は**要是正**となる。

図 エスカレーターの建物側の安全施設

固定保護板と可動警告板の相関関係

5(1) 固定保護板	○ (有)	○ (有)	× (無)
5(5) 可動警告板	○ (有)	× (無)	× (無)

建築基準法改正前後の違い

改正前

「可動式保護板」は吊り下げて取り付けているため、左右に振れます。ご利用者の挟まれ事故を完全に防止できる構造となっておりません。

記入例

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
5(1) 固定保護板			○	○
5(5) 可動警告板				

改正後

「固定式保護板」は、はりや天井に固定するため、左右に振れません。ご利用者のはさまれ事故を防止できる構造としております。

また、「可動式警告板」の取り付けにより、ご利用者に三角部への接近を警告し、さらに安全性を向上します。

記入例

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
5(1) 固定保護板	○			
5(5) 可動警告板	○			

記入例

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
5(1) 固定保護板				
5(5) 可動警告板				